

監事監査報告書

平成 23 年 5 月 20 日

学校法人 北里研究所
理事長 柴 忠 義 殿

学校法人 北里研究所

監事 神谷 久男

監事 奥野 善彦



私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人北里研究所寄附行為第 19 条の規定に基づき、学校法人北里研究所の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況を監査した結果を下記に報告いたします。

記

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会、常任理事会など重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人(監査法人トーマツ)と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

(1) 学校法人北里研究所（以下本研究所という）の業務に関する決定及び執行は概ね適切であり、理事者の職務遂行に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。一方、今期理事会は“統合から融合へ”のモットーのもとに、学校法人としての目標の共有とコンプライアンスの推進に取り組まれておりますが、なお本研究所職員によるコンプライアンスにそぐわない行為があり、体制の検証と改革を一段と推進されることを要望いたします。

(2) 計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 平成22年度に計画された事業の多くが達成されたことを高く評価いたします。一方、三陸沿岸を襲った東日本大震災により、海洋生命科学部は教育・研究の場を、三陸キャンパスから相模原キャンパスへ移動せざるを得ず、学生、教職員への支援と教育・研究棟の相模原キャンパス内への建設を余儀なくされています。また、近未来における各キャンパス再開発のためのマスター・プランが策定されつつありますが、これらの実現には巨額な投資が必要とされています。このように、本研究所は今後も多額の投資を要する事業を迫られておりますので、平成23年度以降においても一定額以上の帰属収支差額が確保できるよう、引き続き収支のバランスを見通した運営と、財政基盤の一層の強化が俟たれます。

さいごに

3月11日に発生した東日本大震災は、三陸沿岸はじめ東日本太平洋沿岸に甚大な被害をもたらし、本研究所においても海洋生命科学部、釜石研究所が被災し、とくに海洋生命科学部に所属する多数の学生および教職員がきわめて深刻な状況に陥りました。現在、なお一名の行方不明者があることは真に残念であります。このような危機的状況に直面し、当該学部、法人本部初め多くの関係者がとられた迅速な対応と、医療をはじめ各種の救援活動に対して深い敬意を表します。

翻って考えると、この度の大震災は、たまさか学生たちの帰省期間に起きたものであるもので、大震災の規模に比較して、本研究所の被害は少なく済んだとも評価できます。そのため、本研究所においても、リスク管理態勢の強化については不断の姿勢で対処されることを希望するものです。

以上